

子育て・教育

児童扶養手当支給額が増額に

児童扶養手当支給額が4月分から増額になります。なお、2人以上の児童がいる場合の加算額に変更はありません。

▶支給額(加算額以外)

	改定前(月額)	改定後(月額)
全部支給	42,000円	42,330円
一部支給	41,990円~9,910円	42,320円~9,990円

詳しくは、区役所保健子ども課へ。

特別支援教育に関する就学に向けての説明会 無料

- ▶日時 5月12日(木) 午前10時~11時半
- ▶場所 ウェルパルクまもと1階大会議室
- ▶対象 平成29年度に小学校入学予定児童の保護者、園の関係者など
- ▶内容 子どもの発達に応じた学びの場やその特徴、就学までの手続きについて
- ▶定員 150人(先着順)
- ▶申込み 4月8日から電話(☎334-1500)かホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ

※託児所はありません。

※公共交通機関などをご利用ください。

(総合支援課 ☎328-2743)

ご存知ですか 学校給食

栄養改善を目的として始まった学校給食。現在では学校教育活動の一環として実施され、心身の健全な発達に重要な役割を担うとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の習得を図っています。

給食を作るための人件費や設備に係る経費は本市が負担していますが、食材費は給食費として保護者の皆さんの負担とされています。給食費について正しい理解をお願いします。

※経済的な理由により給食費が納付できない場合は、就学援助制度による支給があります。

申請は、各学校にご相談ください。

(健康教育課 ☎328-2728)

奨学生募集

- ▶対象 扶養者が市内に住み、高校・高専・大学・短大・専修学校(高等課程または専門課程)に在学し、経済的理由で修学が困難であり、ほかの奨学金などを受けていない方

区分		貸付月額	
高校など	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国・公立	①18,000円 ②9,000円
		私立	①30,000円 ②15,000円
大学など	大 学 短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	①42,000円 ②21,000円
		私立	①51,000円 ②25,500円

※1年生と自宅外通学生(大学などのみ)への加算もあります。

※この奨学金は貸付けのため、学校卒業後に返還する必要があります。

- ▶募集案内 総合案内(市庁舎1階)、区役所、総合出張所、出張所、学務課、市内の対象学校の窓口で配布

- ▶申込み 4月1日~5月2日までに学務課(☎328-2716)へ

4月1日から妊娠に関する悩み相談電話の電話番号が変わります

▶相談電話番号

096-361-2525

▶妊娠などに関する悩み相談

子ども・若者総合相談センターで受け付けます。24時間年中無休で専門相談員などが電話対応します。

妊娠期から、出産、子育て期にわたる相談、悩み事についての相談を受け付けます。

区役所保健子ども課、区役所福祉課でも、開庁時間中は相談を受け付けています。

ひとりで抱え込まないで、一緒に考えましょう。

(子ども・若者総合相談センター ☎366-2525)

特定不妊治療費の助成内容が変わりました

- ▶対象 法律上の夫婦で、体外受精および顕微授精以外の治療法では妊娠の可能性がないと医師に診断を受け、指定医療機関で対象の治療を実施した方。
【4月1日から】妻の年齢が43歳未満の方。
※所得制限あり。

▶変更内容

助成額は、初回治療が30万円まで、2回目以降は15万円または7万5千円までを限度に助成します。

※治療ステージにより異なります。

男性不妊治療を行った場合、助成の対象になります。助成額は、1回の治療につき15万円までとなります。

【4月1日から】助成回数は通算6回まで(初回申請の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は、通算3回まで)。

▶受付期間

治療が終了した年度の末日

※平成28年度中に治療が終了したのものについては、平成29年3月31日まで。やむを得ない理由で3月末までに申請ができなかった方は、4月末まで。

▶必要書類

申請書、受診等証明書(市ホームページからもダウンロードできます)、医療機関からの領収書原本、通帳、印鑑、戸籍謄本(夫婦ともに市内の同一住所に住む場合は不要)など、転入の方は夫婦の所得額を証明する書類

▶申請窓口

区役所保健子ども課

詳しくは、区役所保健子ども課へ。

教育委員会会議の傍聴者募集 無料

- ▶日時 4月22日(金) 午後2時~
- ▶場所 マスミューチュアル生命ビル7階
- ▶傍聴受付 午後1時~1時45分
- ▶審議内容 市ホームページに掲載
※当日、非公開が適当とされた人事や議会の案件などについては、傍聴できません。
- ▶申込み 当日直接教育政策課(☎328-2704)へ

ふくし



生活保護の相談は お住まいの区役所保護課へ

わたしたちは誰でも、病気になったり、仕事を失ったり、その他いろいろなことで収入が少なくなり、努力をしてもどうにもならないときがあります。

そんなとき、1日も早く自分たちの力で生活

できるように、足りないところを補い援助するのが生活保護の制度です。

生活にお困りの場合には、相談してください。詳しくは、区役所保護課へ。



障害児福祉手当・特別障害者手当を支給します

在宅で、重度の障がい(法令により定められた程度の障がいの状態)のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に「障害児福祉手当」を、また常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に「特別障害者手当」を支給(共に所得制限あり)します。

詳しくは、区役所福祉課へ。

広告

桜十字の新感覚デイサービス

モールで、超実践リハビリ!



随時、見学会開催中!

※要介護・要支援認定を受けている方が対象です。
運営: 株式会社 桜十字 〒861-4173 熊本市南区御幸木部 1-1-1 TEL.096-378-1111



理学療法士による個別リハビリ



モールで楽しくトレーニング

「したい」を、「できる」に。

Let's じゃ!

in the mall

<営業日> 月~金 9時~17時 <定休日> 土・日・年始

TEL.096-237-7717

〒861-8010 熊本市東区上南部 2-2-2 ゆめタウン サンビアン 3F